

翻訳

フィリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(4)

フランス近代法研究会

このようにして、デュラン⁽¹⁾マイヤンヌとランジュイネは聖職者問題委員会の名において次のような報告書を読むに至った。婚姻においては二つの要素、すなわち契約と秘蹟とを区別しなければならぬ。前者は婚姻の実質であり、後者はその形式にすぎない。前者が本質であり、後者は付随的なものである。婚姻の本質は、合意の中にある。すなわち、それは偉大なカノン法学者たちの権威に依拠して、教会自身もこれを偉大な原理として認めていたのである。おそらくトリエント公会議において、教会は、その法(カノン法)を改正し、婚姻に際しての祝福が必要であるとした。しかしながら、この新しい方式は、一六世紀当時の伝承に反するものである。要するに、旧来の方式に戻らなければならないのである。それゆえ、秘蹟と契約との分離は、今日ぜひとも必要な

フランス革命における民事立法

である。「秘蹟は、契約にとって必要なさまざまな条件を求めている」⁽²⁾。カトリックの教義を誠実に遵守していない信者、復活祭の聖体拝領の儀式に出席しない信者、また、その職業が破廉恥だとみなされている役者たちに対して、司祭が秘蹟を拒絶しても、そのことに対し何ら異議を申し立てるものではない。なぜならば、司祭は、このような方法によろうとも、これらの者の契約の成立を妨げることはできないからである。人および市民の本質的な権利は、もはや純粹な宗教上の条件に依存してはならない。良心の自由がこのことを要求している。

婚姻は、一つの契約であるから、国家のみが、婚姻に関する諸規程を定める権能を有する。あらゆる契約は、民法の領域に由来するものである、したがって、契約は、国家によつ

て規制される。民事契約である婚姻だけが、その例外となりえようか。歴史そのものが、教会の主張とは相容れないことを明らかにしている。婚姻を規制する権能は、いつでも法律上当然に、国家に帰属していた。ローマ帝国が代を重ね、俗権が弱体化した結果として、教会が婚姻に関する立法権を奪い取ることができたとはいえ、これは篡奪にすぎないものであるから、教会は国家の法を定めることなどできないのである。さらに、フランス王国は、一六世紀以降、まさにこれらの大権を取り戻してきたのである。たとえ、婚姻の祝福が婚姻の一つの条件となっていたとしても、それはトリェント公会議決定によるだけでなく、フランス王国が王示や王令の中で、公会議決定に追認を与えていたからである。

それ故に、新たな絶対的婚姻障碍を創設した世俗的権力は、望むときに、これを廃止することができる。この権力は、教会のいかなる教義にも拘束されない。すなわち、この権力は、純粹の法規(pure discipline)の問題に関しては、自由かつ至高なのである。(革命によって成立した)国家は、国王よりも小さい権力しか持たないのであるか。国家は、君主制に関する諸学説を援用しさえすればよいのである。「国家は、最も

優れた理論家達(erivans)や幾多の王令自体がすでにあれば、何度も強調してきた(宗教界と俗界との)境界に関する巧みではあるが空しい理論を、的確かつ誠実な実務を通じて変更する必要があるにすぎない³⁾。すでに、人心において現実のものとなっていることを、法律においてそのように定めなければならぬのであり、また俗権と教権とを分離しなければならぬのであり、さらに、教会権力の侵蝕と俗権の弱体化または寛容さにより不明瞭となっている教会の古来の伝統に復帰しなければならぬのである。

聖職者達は激しくデュラン・マイヤヌの報告を非難した。「俗人、弁護士、法律家、軍人あるいはJ. M. CまたはD. de M.といった輩^①、そして当時の他の多くの神学者たちが、突然教会博士や初期教会教父に変身し」、彼らの古くからの権威を破壊する法律を押し付けてきたとき、聖職者は憤慨し、怒り狂った^④。それでも聖職者問題委員会は、教会の理論を検討し、批判し、破綻させていった。さらに、委員会は神学そのものを武器として利用し、次に自然(概念)にこの上ない理論的源泉を見いだして、委員会の代表報告者はあえて次のように述べた。

「人が理性と自然権とを自ら享有するときは、權威を放棄しなければならぬ⁽⁵⁾」。しかし、教会は自然権について聞く耳を持たなかつた。領主権を失ひはしまいかと怯えている領主と同様、教会も所領と伝統の上に築かれていたからである。教会は、婚姻を律する権能およびその結合の神聖性にとって必要と判断する婚姻障碍を定める権限を、変わらずにもち続けてきた。俗権も教会にそれを認め、公会議の決定を確認してきた。二つの權威によって定められた婚姻障碍を無効とするためには、当然のことながら、この二つの權威の協力が必要となる。キリスト教徒で公民である個人は、教会と國家に服従しなければならなかつた。國家は、キリスト教徒が教會法に服従することから彼らを解放することはできなかつた。

このような聖職者問題委員会の説くところは、(教会の側からみれば)カトリック教徒とプロテスタントとを十把ひとからげにすることになるであろう。すなわち、それは、忠実な信者に無宗教を勧めることに帰するであろう。このたびの立法は、単に教会の古くからの諸權利を侵害するだけでなく、途方もない誤りに基づいている。その立法は、婚姻を単なる民事契約とし、教義そのものを破滅させるものである。(教會

の側からみれば)、婚姻の本質は、トリエント公会議が中世の偉大な教會法學者にしたがつて承認した通り、民事契約に存し、秘蹟に存するのではないかもしれない。また、あるいくつかの場合には、おそらく、契約は、秘蹟と分離されることのできるだけでなく分離されなければならない。(今回の立法に)反対する者の一人は、喜んでそのことを認める⁽⁷⁾。しかし、一般的に言つて、二つの要素は、密接に混ざり合いかつ溶け合っている。「イエス・キリストは、婚姻を秘蹟にまで高めて、一方を他方から引き離す自由をわれわれに残さなかつた⁽⁸⁾」。(夫婦は)神の意思によつて一つに結びつけられているのであるから、人間は、それを分かつことはできない。トリエント公会議だけが婚姻の祝福をその必要条件として教會法典に取り入れたとか、それだけが常に修正を蒙る可能性があるある宗規上の要の一つであるとか、さらには、この公会議で決められた教會法は、フランスでは受け容れられなかつたなどと言っても無駄なことであろう。トリエント公会議以前も、婚姻は秘蹟であつた。婚姻は、教會の始まりからの秘蹟であつて、宗教的儀式によつてこれを人前に披露する必要はなかつた。それこそが「すべての忠実な信者を結びつけ、かつ、

教会分離、強制および暴力の諸行為がなければ⁽⁹⁾ 離れることのできない教義である。最後に、公会議の諸決定が全体としては、王権によって承認されなかつたけれども、婚姻に関する決定のうちのいくつかの条項は、王令および王示において認められていた。

法学者たちは、聖職者に対して、初期教会の理論をもって対抗した。トリエント公会議の決議を打破するため、法学者たちは、キリスト教の始原に立ち返つたのである。法学者たちは、自分たちが憧れている遙かな過去を基準として、現在を断罪した。聖職者たちは、微妙な差異に對し敏感であるにもかかわらず、教会史の様々な局面を決して区別しようとは思わなかつた。聖職者たちは、教会の教義にはまったく変化がないと主張した。彼らにとって、教義は一八世紀に至るまでの間不動のものであつた。聖職者たちは教義の不変性を主張し、法学者たちは、様々な教義の変遷が存在すると主張した。聖職者たちは、神の占有にその根拠を見だし、法学者たちは、自然法に根拠を見だした。伝統の名において、俗界と教権との混交が永続することを望んでいるものと、理性の名において、この混交をやめさせようと望んでいるものと

の間には、いかなる相互理解もなく、いかなる妥協も不可能であつた。

デュランマイヤンヌは、国民議會にデクレの草案を提出した⁽¹⁰⁾。彼は、そこに婚姻は民事契約である旨を明定し、かつ、婚姻を規律しなければならぬ諸規定をおいた。また、彼は、道徳的力のみを有する婚姻障碍事由を定める自由を教会に残した。さらに、彼は、婚姻の祝福を選択的なものとし、かつ、何人も断じて真似のできないような驚くべき寛容さを示した。すなわち、祝福は、当事者の意思により、市町村における婚姻證書の作成に先んじてまたはその後においても、行われることができる旨を提案した⁽¹¹⁾。

この草案は、憲法制定議會議員によって可決されるはずはなかつた。反対(勢力)は強力であつた。私法上の身分の世俗化は、さらに延期された。マルチノーは⁽¹²⁾、せいぜい、二百万人から三百万人のために、二、三〇〇万人から二、五〇〇万人が従っている婚姻、出生および死亡の認定の方式を変えることを欲しなかつた。彼は、各宗派に適用され得る一七八七年の王示の改正で足りるとした。すなわち、(聖職者民事基本法に) 宣誓を拒んだ司祭を支持するカトリック教徒は、

プロテスタントのために作られる法律を受け容れるであらう。⁽¹²⁾ 彼らは、主任司祭の面前にはなく、国王裁判所裁判官の面前に赴くことになるであろう。

このことは、法律の画一性を諦めるものであった。ルベール^⑩は、聖職者民事基本法がどんなに激しく攻撃されているからといって、常に司祭が保有してきた職務を民事基本法に賛成する聖職者から剝奪することも、新しい主任司祭の身分が強化されることを期待することも、また、(民事基本法に宣誓を拒んだ)聖職者の活動を助長しないようにすることも、なすべき時機にあるわけではないと宣言した。⁽¹³⁾ ムジャンド、ロルクフォールは、世俗化は時期尚早の理論であると主張し、ゴンペールは、「農村の人間として、そのデクレ(草案)の中に重大な濫用を見いだし、この問題は憲法(制定)の後に延期されることを要求した」⁽¹⁴⁾。

憲法制定議会は、身分証書の世俗化を延期した(一七九一年五月一九日)。聖職者たちの抵抗、両陣営から援用される教会法の権威の枠内で意見を述べる困難さ、非常に複雑かつデリケートな議論にますます深入りするのではないかという不安、さらに宗教上の争いに新たな口実を与えるのではないか

という一部の人たちの恐怖が、身分証書の世俗化を一七九〇年一月三日と一七九一年五月一九日との二回にわたって延期させたのであった。

しかしながら、この議論は無駄に終ることはなかった。それは、法の次元において、婚姻を単に民事契約とみなすべきことを認めさせたからである。これこそ、一七九一年九月三日、憲法典が、⁽¹⁵⁾ 蔽爾に宣言したことである。実際のところ、これは哲学的原理でしかないのである。しかし、その効果はいつの日にか、必然的に生ずるにちがいがなかった。

宣誓拒否聖職者は、相変わらず、とくにヴァンデ^⑪において抵抗していた。リュソンの司教は、宣誓拒否司祭に対して、(これまで通り)その小教区のカトリック教徒の洗礼、婚姻および埋葬に関する証書を登録し続けること、二つの登録簿を保管すること、またその一冊を司祭の手許にとどめ、他の一冊は、信頼できる人の許に毎年寄託することを提案している。さらに、宣誓拒否司祭は、婚姻の特免を与え、またその証書の登録簿を保管することができる⁽¹⁶⁾ (旨も提案している)。ヴァンデの司祭は、その信者に対し、秘蹟の授与をうけるために、宣誓司祭の面前に出頭しないように強請する手書

きの文書を配布した。

「無資格司祭によって厚かましくも婚姻した者は、正式の婚姻関係にあるとは言えない。彼らは、彼らおよび彼らの子供に対して神罰を招き寄せるだろう。彼らの子供は、まさしく私生子である。何故なら、神は、彼らの婚姻を断じて承認しないし、かつ、婚姻は、神の前で無効であるよりは、人間の前で無効であるほうがよいからである」⁽¹⁷⁾。

一七九一年七月一六日のデクレ⁽¹⁸⁾によって、ヴァンデおよびドゥ・セーブル県へ派遣された国王委員であるガロワおよびジャンソネは、立法議会において、これら全ての事実を明らかにする報告をした（一七九一年一〇月九日）。

同時に、司法大臣デュポール⁽¹⁴⁾は、私法上の身分に関する法律の必要性がますます高まっていると立法議会に書き送った。パリでは、家長が、身分登録簿を管理する権限を有していない治安判事 (Juges de paix)⁽¹⁵⁾の面前に子供の出生を申告していた。その結果、多数の出生が、公の登録簿に記載されない状態が現出した。⁽¹⁶⁾ 立法議会はこの問題を委員会の設置（一七九一年一〇月一〇日）後に延期し、続く一一月三日に、立法議会は立法委員会に対し一週間内に私法上の身分に関する報

告をなすよう要求するバエルの動議を採択した。⁽¹⁹⁾

その報告書は、立法議会において一七九二年二月一五日に⁽²⁰⁾はじめて読まれた。ミュレル⁽¹⁸⁾は、総論においてデュランニマイヤンヌのそれと類似のデクレの草案を提出した。彼は、審議に必要不可欠な順序においてではなく、もっぱら思考の論理的順序において条文を並べたのである。婚姻は、もはや冒頭に独立して置かれてはいなかった。すなわち、婚姻（に関する条文）は、世俗化される身分証書（に関する諸規定）の中に置かれた。世俗化の大原則が、まず宣言された。ついで、それに伴う諸規定が続いた。

三月一七日、このデクレ草案の審議は、立法議会に移された。ゴンベールとともに、フランソワワロドリュシャトーは、フランス人にとって、なかんずく農村において、この革命を受け入れるほど十分に成熟していないことを強調した。また、彼は、宣誓拒否聖職者が闖入者（議会の決定を実施する人々）のことを農民に対して、信仰上の二つの信仰箇条、つまり教皇との結びつきおよび婚姻の秘蹟とを拒絶しているものと訴えて、必ずやこの点に関して新たな宗教上の紛争を引き起こすであろうということも強調した。

身分証書に関する法案を撤回することによって、宣誓聖職者勢力を弱体化させてはならない。ヌシャトーは、妥協して次善の策で満足すべきであると述べた。つまり、カトリックの司祭の下に行くことを望まない市民は、プロテスタントと同様に、民事裁判官の下に向くことができるようにする、ということである⁽²¹⁾。

それは、かつての憲法制定議会におけるマルティノーの提案の再現であった。(立法議会において)、ガデは、マルティノーも、憲法制定議会において(今)よりも有利な状況にあつたわけではない、と応じた。新聖職者が強力になることを期待してはならない。すなわち、そのときには、新聖職者は、彼もまた、(市民にとって)望ましい改革を妨害するであろう。最後に、ミュレールは、この法律が危険なものではないことを主張した。それは、礼拝の自由の必然的帰結である。パリの、また各県の、とくにカルヴァドス県およびペーライン県の多数の市民の私法上の身分は、危殆に瀕している。宗教上の紛争を増大させてはならない。反対に、それを鎮静化させる必要がある⁽²²⁾。

ミュレール、ガデに引きずられた立法議会は、(デクレの議

決の)延期について協議する必要がないことを全員一致で宣言した。それ以後、立法議会議員は、ほぼ全員がこの方針に従った。

本号の翻訳にあたっては、野田良之「フランス法概論」上巻(有斐閣、一九六〇年)、J・ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)「フランス革命年代記」(日本評論社、一九八九年) Grand Dictionnaire universel du XIX^e siècle, Paris. 及び Petit Robert II S.N.L.-le Robert 1980. を参照した。

訳文中()を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

また、本学文学部教養課程の貴田 晃助教授には、翻訳にあたり多くのご助言をいただいた。ここに記して感謝の念を捧げます。

原注 (1) ランシユイネの報告書(一七九一年六月) Archives nationales (国立文書館。以下 Arch. nat. と略す) ADXVIIc. t. 160. 同人の演説(一七九一年五月一七日) Archives parlementaires

- de 1787 à 1860 (續全集彙集。以下 A. P. v 卷十)。XXVI, p. 159.
- (2) ミンシイネ 前掲報告四九頁(以下 原書二六七頁二・三)
- (3) テハノン=トヤンク 報告書の標題。A. P. XXVI, 180, col. 1. (以下 原書二六八頁一)
- (4) (國民議会の議員による) [國會議員監察委員の集りたる報告] 以下五二頁と四三頁と *Ouverture encore les yeux sur les nouvelles erreurs du Comité ecclésiastique* p. 3. Arch. nat., ADX vñ c. 160.
- (5) A. P. XXVI, p. 166 col. 2 (第三段)
- (6) カルタマンクの主任司祭による議員の報告のサマリーによる [報告に關するトヤンク首領の報告の標題 *Examen du rapport sur le projet de décret concernant les mariages*] Arch. nat., ADX vñ c. t. 160, pp. 8-10, 16. 以下「*カルタマン=トヤンクの手紙 Lettre à M. Durand de Mailane*」では 本の内容と原書とが違ふ。結婚をした者は 教会に行く必要を免除せられたらならぬ。もしなければ 政府は 最も徹底した 公然たる無神論の保護者となるべしと云ふことなり」*ibid.*, p. 18. 「以下 田舎司祭 *Querez encore les yeux...*」*ibid.*, pp. 11-12, 28-29. (以下 原書二六九頁一・二・三)
- (7) Samary, *ibid.* p. 4 (原書の巻頭)。
- (8) *ibid.*
- (9) Samary, *Querez encore les yeux...*, pp 29, 11 (原書の巻頭)。(以下 原書二七〇頁一・二・三)
- (10) A. P., XXVI, p. 172. *カルタマン=トヤンク 報告書の標題*。
- ibid.*, p. 178.
- (11) *カルタマン* 首領第二章第一〇条 ……有母者は 婚姻の祝福を受けた後ならば 市町村役場に行つてその婚姻を承認せざる自由を有する。
- (12) Martineau (19 mai 1791) A. P., XXVI, p. 160.
- (13) *ibid.*, p. 237. 議院による非カルタマン教徒の報告。以下は 既述して置かざるにせざるを要せずと云ふべきことなり。
- (14) *ibid.* (以下 原書二七一頁一・二・三・四・五)
- (15) 一七九一年憲法第二章第七条
- (16) *ガロ* (Gallois) 報告のカルタマン (Gensonne) の報告 (一七九一年一〇月二四)° A. P., XXXIV, p. 141. 一七九一年五月三〇日付のカルタマンの手紙參照。前掲報告一四二頁一—一四三頁°
- (17) *ibid.*, pp. 143-144 (以下 原書二七一頁一・二・三)
- (18) *マキール* の報告 (一七九一年一〇月一〇日)° A. P., XXXIV, p. 165.
- (19) *ibid.*
- (20) *カルタマン* の報告 Arch. nat. ADXviii. t. 192. A. P. XL, p. 76.
- (21) A. P., XL, p. 68. (以下 原書二七二頁一・二・三・四)
- (22) GUADET, Marguerite Élie (1758—1794)° A. P., XL, pp. 75—76. *Cf. Gaz. de Drouet*, V, 272 et suiv., août 1792. 議院による共和政を主張する者たちをたゞなす事なりと 両派は その互排を 公の敵

冊 (registre public) により確認せしめることができるであらうか。この簿冊の保管者である主任司祭は、洗礼をうけた子供達だけをこの簿冊に登録できる旨を口実として、洗礼をうけていない子供の簿冊への登録を拒否することができ得るであらうか。国王委員 (Commissaire du roi) の回答。主任司祭は、拒否することはできぬ。(以上、原書二四七頁一)

訳注① 憲法制定会議や聖職者問題委員会の改革派議員のことを頭文字で名指したものと思われる。例えば、T は T'reilhard (本訳稿(三)) 大東法学第四巻第一号 (一九九四) 訳注④参照)、M は Martineau (後注⑤参照)、C は Camus (本訳稿(三)) 訳注⑤参照)、D de M は Durand de Mailane (同訳注④参照) だと考えられる。

② 原語は、un projet de décret である。現行法では、un projet de loi は、内閣提出の法律案であり、議員提出の法律案は、une proposition de loi とよばれ、区別されている。なお、この当時の décret と loi の関係については、本訳稿(3)大東法学第四巻第一号 (一九九四) 一七二頁下段参照。

③ MARTINEAU, Louis (1755-1835) フランスの政治家。ウエヌヌ県から立法議会、次いで国民公会の議員に選出され、ルイ一六世の死刑に投票し、その後、一七九四年まで五百人議会のメンバーとなる。帝政下においては、生まれた町 (シャテルロー) で検事に任命され、一八一四年にその職を辞し、一八一六年、叛逆者としてフランスを去ることを余儀なくされ、生まれた町に戻る年の一八三

〇年までスイスで暮した。

④ 本訳稿(1)大東法学第三巻第一号 (一九九三年) 一〇五頁上段参照。
⑤ 国王の名において裁判を下す裁判官 (国王の家臣の名において裁判をする領主裁判所裁判官と対比される)。具体的には最下級審のバイン (Bailli) か、セネシャル (seneschal) を指すものと思われる。

⑥ REWBELL, Jean-François (1747-1807) コルツール (Haut-Rhin 県の県庁所在地) 出身の政治家。議員 (一七八九年)、Haut-Rhin 県の総代 (一七九一年)、次いで国民公会議員となる (一七九二年)。ここではモンターニュ派に属し、派遣議員となる。ロバスピエール派の失脚後は、テルミドル派に属して旧ジャコバン派の抑圧に貢献し、外交問題を担当した (ハーグ条約の調印)。さらに、五百人会議のメンバー、次いで総裁政府のメンバー (一七九六年一七九九年には議長) として王党派に対抗した。共和暦第五年フリユクテドール一八日にはクーデターを起こした。一七九九年五月その地位を退き、ブリュメール一八日まで元老院に議席を有していた。

⑦ Vente, フランス西部、大西洋に面する地域。現在は、ヴァンデ県。一七九三年三月、ネールヴィンデンの敗戦、ライン左岸の失陥などの敗報が相次ぎ、これに呼応するかのようになり、ヴァンデ地方に大規模な反乱が勃発する。これらが契機となり、革命の指導権は、ジロンド派からモンターニュ派に移る。ヴァンデの反乱は、同年末にはほぼ終熄。反乱の指導部は、貴族および多数の宣誓拒否司祭によって構成されていた。

⑧ Lugon, ヴァンデ県フォントゥネ・ル・コント郡に所在する町。大

寺院があり、ルイ一三世の治世の枢機卿、公爵であったリシュリューイ (Richelieu) は、一六〇七年から二四年にかけて、この地の司教であった。

⑨ 人を任命するデクレ。

⑩ 刑事裁判については一七九二年二月七日の法律により、刑事裁判所は一名の裁判所長と三名の判事から成り各県に一つあり、検事に相当する者としては公選される (accusateur public) (訴追官) という者があり、また法律の適用を擁護するために (commissaire du Roi) (国王委員) が置かれた。国王委員はあらゆる書類及び証書を通告することを要し、審理及び判決に立会うことを要する。国王委員は陪審員に対して常に、法律の名において、適当と認めるあらゆる請求をなすことをうる。

⑪ GALLOIS, Jean, Antoine Gauvain (1755-1828) フランスの政治家。一七九九年に護民院 (tribunal) の議員に任命され、一八〇二年に議長に選出され、一八〇四年には、皇帝の世襲制に賛成投票をした。護民院解散後は、立法府の一員となり、一八一四年には、皇帝の廃位に賛成する。

⑫ GENSONNÉ, Armand (1758-1793) フランスの政治家。弁護士であり、立法議会、次いで国民公会議員に選ばれ、ヴェルニーヨヤガデとともにモンターニユ派およびバリコミューンと闘い、一七九三年六月二日、シロンド派の他の指導者とともに逮捕され、革命裁判所に召換されて同年六月三日に処刑された。

⑬ 一七八九年七月九日、国民議会は憲法制定議会となり、一七九一

年憲法を制定した後、一七九一年九月三〇日に解散し、同年一〇月一日、新議員から成る立法議会が成立した。

⑭ DUPORT, Adrien Jean François (1759-1798) バリ出身の政治家。一七八九年全国三部会におけるバリの貴族身分代表となる。

憲法制定議会において、バルナーブルおよびラメットとともに三頭政治と呼ばれ、革命原理と君主制を両立させようとした。一七九〇年の裁判機構に関する報告書はよく知られている。また、陪審制度の採用にも貢献した。王のヴァレンヌ事件後は、フィヤン派 (立憲王政派) に参加し、一七九二年八月一〇日以降、イギリスに脱出し、またテルミドール九日以降にフランスに戻ったものの、一七九七年スイスへの亡命を余儀なくされ、彼の地にて没す。

⑮ 民事裁判所の最下級審を構成する。五〇リールまでの少額の債権的事件および動産に関する事件については最終審とし、一〇〇リールまでのそれほど重要でない民事事件については第一審として裁判した。また、刑事事件についても予審を行い、これが終わると事件は陪審指導官 (directeur de jury) と呼ばれる裁判官の手に移された。治安判事は、任期二年で、選挙で選ばれる (野田 前掲書 六百頁以下参照)。

⑯ BAERT, Alexandre-Balthazar-François de Paul (1750-1825) 男爵。旅行家。一七九一年、立法議会議員に選出される。出生および死亡証書を小教区の聖職者に保管させることをやめ、自治体の権限に委ねるべきであると主張した。多くの立憲王政派の人々と同様、急激な動きに反対してフランスを離れ、アメリカに行き、ブリ

ユメール一八日までフランスに戻らなかった。一八一五年、議員に選出され、*「またと見出し難い議会」*（一八一五年の超党派議会）に抵抗した。その著書「大英帝国、アイルランドおよび四大州におけるイギリスの領土に関する図絵 *Tableau de la Grande-Bretagne, de l'Irlande et des possessions anglaises dans les quatre parties du monde*」(Paris, 1800)は、大英帝国について出版された優れた作品であり、ナポレオンもしばしば参照した。

⑰ MURRAIRE (le comte Honoré) (1750-1837)、フランス革命期から第一帝政期に活躍。立法家として有名。初代破棄院長官。立法會議員（一七九一―九二）。フランス法の改革に同議会で活躍。特に婚姻法改革に貢献した。婚姻の際に必要とされた教皇の特免の廃止、民事婚の法制化、二一歳に達すれば父親の同意なしに婚姻できる自由、離婚法の制定など。フランス民法典の主たる起草者の一人である。

⑱ GUADET, Marguerite Elix. 政治家。弁護士。革命後、短期間ジヤコバン・クラブに属したが、その後、シロンド派に移る。同派の最もすぐれた雄弁家の一人である。立法議会および国民公会の議員。ルイ一六世に対する国民公会における評決においては、執行猶予付の死刑に賛成投票した。シロンド派崩潰に際し、逃亡に一旦は成功したが、逮捕され、ギロチンにかけられた。

(代表 江藤价泰、瓜生洋一、荻原貞正、白石裕子、星野澄子)